

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について【第9報】

1. 災害の概要

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で6県61市町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	長野県	4	4	6	14
2	岐阜県	6	0	0	6
3	福岡県	4	0	0	4
4	熊本県	<u>9</u>	<u>12</u>	5	<u>26</u>
5	大分県	2	2	0	4
6	鹿児島県	6	1	0	7
6県合計		<u>31</u>	<u>19</u>	11	<u>61</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【長野県】</p> <p>松本市 (まつもとし)</p> <p>飯田市 (いいたし)</p> <p>伊那市 (いなし)</p> <p>安曇野市 (あづみのし)</p> <p>上伊那郡宮田村 (かみいなぐみやだむら)</p> <p>下伊那郡阿南町 (しほいなぐんあなんちやう)</p> <p>下伊那郡阿智村 (しほいなぐんあちむら)</p> <p>下伊那郡下條村 (しほいなぐんしもじやうむら)</p> <p>下伊那郡売木村 (しほいなぐんうるぎむら)</p> <p>木曾郡上松町 (きそぐんあげまつまち)</p> <p>木曾郡南木曾町 (きそぐんなぎそまち)</p> <p>木曾郡王滝村 (きそぐんおうたきむら)</p> <p>木曾郡大桑村 (きそぐんおおくわむら)</p> <p>木曾郡木曾町 (きそぐんきそまち)</p> <p>【岐阜県】</p> <p>高山市 (たかやまし)</p> <p>中津川市 (なかつがわし)</p> <p>恵那市 (えなし)</p> <p>飛驒市 (ひだし)</p> <p>郡上市 (ぐじやうし)</p> <p>下呂市 (げろし)</p>	<p>7月8日</p>	<p>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福岡県】</p> <p>大牟田市 (おおむたし)</p> <p>八女市 (やめし)</p> <p>みやま市 (みやまし)</p> <p>久留米市 (くるめし)</p>	7月6日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<p>【熊本県】</p> <p>八代市 (やつしろし)</p> <p>人吉市 (ひとよしし)</p> <p>水俣市 (みなまたし)</p> <p>上天草市 (かみあまくさし)</p> <p>天草市 (あまくさし)</p> <p>葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち)</p> <p>葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち)</p> <p>球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち)</p> <p>球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち)</p> <p>球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち)</p> <p>球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら)</p> <p>球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら)</p> <p>球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら)</p> <p>球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら)</p> <p>球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら)</p> <p>球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちやう)</p>	7月4日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>荒尾市 (あらおし)</p> <p>玉名市 (たまなし)</p> <p>山鹿市 (やまがし)</p> <p>菊池市 (きくちし)</p> <p>玉名郡玉東町 (たまなぐんぎよくとうまち)</p> <p>玉名郡南関町 (たまなぐんなんかんまち)</p> <p>玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち)</p> <p>玉名郡和水町 (たまなぐんなごみまち)</p> <p>阿蘇郡南小国町 (あそぐんみなみおぐにまち)</p> <p>阿蘇郡小国町 (あそぐんおぐにまち)</p> <p>【大分県】</p> <p>日田市 (ひたし)</p> <p>由布市 (ゆふし)</p> <p>玖珠郡九重町 (くすぐんここのえまち)</p> <p>玖珠郡玖珠町 (くすぐんくすまち)</p>	7月6日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<p>【鹿児島県】</p> <p>阿久根市 (あくねし)</p> <p>出水市 (いずみし)</p> <p>伊佐市 (いさし)</p> <p>出水郡長島町 (いずみぐんながしまちょう)</p> <p>鹿屋市 (かのやし)</p> <p>曾於市 (そおし)</p> <p>志布志市 (しぶしし)</p>	7月4日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、横田、森戸、柚上、山地

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）